

一般社団法人慶應義塾大学薬学部K P会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人慶應義塾大学薬学部K P会と称する。

(目的)

第2条 当法人は会員相互の親睦と研修を図るとともに、常に慶應義塾大学薬学部との強い連携のもとにその発展に寄与貢献することを目的とする。

2. 当法人は、前項の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 機関誌の発行
- (2) 学術研究に関する事業
- (3) 会員情報の管理
- (4) 奨学金および研究費の供与
- (5) 会員の活動に関する援助
- (6) 会員の資質向上に必要な事業
- (7) 前各号に附帯関連する一切の事業

(主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は主たる事務所を東京都港区芝公園一丁目5番30号慶應義塾大学薬学部芝共立キャンパス内に置く。

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の掲示場に掲示する方法による。

(機関の設置)

第5条 当法人に次の機関を置く。

- (1) 社員総会
- (2) 理事
- (3) 理事会
- (4) 監事

第2章 会員

(種 別)

第6条 当法人は、次に定める会員をもって組織する。なお、第1号の正会員は①から③に区分する。

(1) 正会員 共立女子薬学専門学校卒業生、共立薬科大学卒業生、共立薬科大学大学院修了生、慶應義塾大学薬学部卒業生および慶應義塾大学大学院薬学研究科修了生

①正会員A 正会員のうち、第3章に定める社員総会において別に定める終身会費を納めている者

②正会員B 正会員のうち、第3章に定める社員総会において別に定める年会費を納めている者

③正会員C 正会員のうち、正当な理由なく第3章に定める社員総会において別に定める終身会費もしくは年会費の一部または全部を納めていない者

(2) 準会員 慶應義塾大学薬学部在学学生および正会員を除く慶應義塾大学大学院薬学研究科在学学生で入会を希望する者

(3) 特別会員 正会員を除く旧共立薬科大学教育職員、慶應義塾大学薬学部・大学院薬学研究科教育職員および当法人ならびに旧共立薬科大学同窓会に特に縁故有る者で当法人の理事会の議決により推薦された者

(4) 名誉会員 当法人ならびに旧共立薬科大学同窓会に功労のあった者で、当法人の理事会の議決により推薦された者

(5) 賛助会員 当法人の趣旨に賛同し、当法人に金品等を寄贈した者または団体および当法人の運営などについて特に功労のあった者または団体で、当法人の理事会の議決により推薦された者または団体

(入 会)

第7条 第6条第1項第1号の資格を有する者は、入会の手続きを経ることなく、正会員として当法人に入会する。

2. 第6条第1項第2号の準会員として入会を希望する者は、理事会において別に定める入会申込書により、申込むものとする。

(会費の負担)

第8条 会員は社員総会において別に定める会費を納めなければならない。

2. 会費の支払方法、支払時期等については理事会において別に定める細則によるものとする

る。

(会員資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 本人から書面による退会の意思表示があったとき
- (2) 成年被後見人または被保佐人になったとき
- (3) 死亡し、もしくは失踪宣告を受け、または会員である団体が解散したとき
- (4) 除名されたとき

(除名)

第10条 会員に当法人の秩序を乱す行為、または著しく当法人の名誉を毀損する行為があったときは社員総会において総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって、この者を除名することができる。

(正会員の権利)

第11条 正会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般社団・財団法人法」という。）に規定された次に掲げる社員の権利を、本定款第14条第1項に定める社員と同様に当法人に対して行使することができる。

- (1) 一般社団・財団法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
- (2) 一般社団・財団法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
- (3) 一般社団・財団法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）
- (4) 一般社団・財団法人法第52条第5項の権利（電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等）
- (5) 一般社団・財団法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
- (6) 一般社団・財団法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
- (7) 一般社団・財団法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- (8) 一般社団・財団法人法第246条第3項、第250条第3項および第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

2. 正会員Cは、原則として前項に定める権利を行使することができない。

(代議員)

第12条 当法人に代議員をおき、代議員は第6条第1項第1号の正会員の中より卒業および修了年次別の正会員の互選によって選出する。代議員の各年次別の人数は、社員総会で別に定める細則による。

2. 代議員は理事または監事を兼ねることができない。

3. 代議員は第8条に定める所定の会費を納めなければならない。

(代議員の任期)

第13条 代議員の任期は、選出後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴えおよび理事・監事の解任の訴え（一般社団・財団法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（一般社団・財団法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、理事・監事の選任および解任（一般社団・財団法人法第63条および第70条）ならびに定款変更（一般社団・財団法人法第146条）についての議決権を有しないこととする。）。

2. 代議員が欠けた場合または代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員を選出することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。

3. 前項の補欠の代議員を選出する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

(1) 当該候補者が補欠の代議員である旨

(2) 当該候補者を1人または2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選出するときは、その旨および当該特定の代議員の氏名

(3) 同一の代議員（2以上の代議員の選出として選任した場合にあっては、当該2以上の代議員）につき2人以上の補欠の代議員を選出するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位

4. 第2項の補欠の代議員の選出の効力は、当該選出後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

第3章 社員および社員総会

(社員資格の得喪)

第14条 当法人の代議員、理事および監事をもって一般社団・財団法人法上の社員とする。

2. 社員が第9条の規定により正会員たる資格を喪失したときは、社員の資格を喪失する。

(会員名簿および社員名簿)

第15条 当法人は、会員および社員の氏名または名称および住所等を記載または記録した「会員名簿」および「社員名簿」を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

2. 当法人の会員および社員に対する通知または催告は前項の「会員名簿」および「社員名簿」に記載または記録された住所（当該会員または社員が別に通知または催告を受ける場所または連絡先を当法人に通知した場合にあっては、その場所または連絡先）にあてて発するものとする。

（種類）

第16条 当法人の社員総会は、定時社員総会および臨時社員総会の2種とする。

（構成）

第17条 社員総会は、社員をもって構成する。

（決議事項）

第18条 社員総会は、一般社団・財団法人法および本定款に定める事項のほか次の事項を決議することができる。

- （1）第10条の規定による会員の除名
- （2）理事、監事の選任および解任
- （3）定款の変更
- （4）各事業年度の事業計画および予算の承認
- （5）年会費および終身会費の決定
- （6）理事会において社員総会に付議した事項
- （7）合併および解散に関する事項

（開催）

第19条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は必要あるときに随時これを開催する。

（招集手続）

第20条 社員総会を招集するには、社員総会の日前1週間前までに、社員に対して招集通知を発するものとする。

（招集権者および議長）

第21条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決議によって会長がこれを招集し、議長となる。

2. 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、社員総会の目的である事項および招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議決権)

第 22 条 社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

(決議の方法)

第 23 条 社員総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2. 一般社団・財団法人法第 49 条第 2 項に定める特別決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 24 条 社員は、当法人の議決権を有する他の社員 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 社員または代理人は、社員総会ごとに代理権を証明する書面を当法人に提出しなければならない。

(議事録)

第 25 条 社員総会の議事については、法務省令で定めるところにより議事録を作成する。

第 4 章 理事および理事会

(理事の員数)

第 26 条 当法人の理事は、10 名以上 15 名以内とする。

(理事の選任方法)

第 27 条 理事は、社員総会において正会員の中から選任する。

2. 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者または 3 親等内の親族その他一定の特殊の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

(理事の任期)

第 28 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任した理事の補欠としてまたは増員により選任された理事の任期は、前任者または他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(退任理事の権利義務)

第 29 条 理事が任期の満了または辞任により定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

(理事の解任)

第 30 条 理事の解任は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(代表理事および役付理事)

第 31 条 理事会は、その決議によって理事の中から代表理事 1 名を選定する。

2. 代表理事は会長とし、会務を総理する。
3. 理事会は、その決議によって理事の中から副会長 2 名以上 3 名以内を選定する。
4. 副会長は会長を補佐する。

(理事会)

第 32 条 理事会は、法令に別段の定めある場合を除き、会長がこれを招集し、議長となる。

2. 会長に欠員または事故があるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序に従い、副会長が理事会を招集し、議長となる。
3. 理事会は、原則として毎月 1 回開催する。

(決議事項)

第 33 条 理事会は、一般社団・財団法人法および本定款に定める事項のほか次の事項を決議することができる。

- (1) 代表理事（会長）、副会長の選定および解職
- (2) 当法人の業務執行に必要な事項の決定
- (3) 社員総会に付議する事項の決定
- (4) 重要な財産の処分および譲受け
- (5) 多額の借財
- (6) 重要な使用人の選任および解任
- (7) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更および廃止
- (8) 特別会員、名誉会員および賛助会員として推薦する者または団体の決定

(理事会の招集通知)

第 34 条 理事会の招集通知は、会日の 3 日前までに各理事および各監事に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 理事および監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで理事会を開催することができる。

(理事会の決議の省略)

第 35 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事会議事録)

第 36 条 理事会の議事については、法務省令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事および監事がこれに署名または記名押印もしくは電子署名を行う。

第 5 章 監 事

(監事の員数)

第 37 条 当法人の監事は、2 名とする。

(選任方法)

第 38 条 監事は、社員総会において正会員の中から選任する。

(監事の任期)

第 39 条 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、その退任した監事の任期の満了する時までとする。

(退任監事の権利義務)

第 40 条 監事が任期の満了または辞任により定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまで、なお監事としての権利義務を有する。

(監事の解任)

第 41 条 監事の解任は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 42 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(計算書類等の定時社員総会への提出等)

第 43 条 理事は、毎事業年度、一般社団・財団法人法第 124 条第 1 項の監査を受け、かつ同条第 3 項の理事会の承認を受けた貸借対照表および損益計算書（以下、「計算書類」という。）ならびに事業報告を定時社員総会に提出しなければならない。

2. 前項の計算書類については社員総会の承認を受け、事業報告については理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

(剰余金の分配を行わない定め)

第 44 条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第 7 章 名誉会長

(名誉会長)

第 45 条 当法人の名誉会長は慶應義塾大学薬学部学部長とする。

第 8 章 支部会

(支部会の設置)

第 46 条 当法人は会員相互の交流をより緊密にするため、理事会の決議を経て、地域別に支部会を置く。

2. 各支部会員の互選により支部長を選出し、会長がこれを委嘱する。

3. 支部長は当法人事務局との連絡を緊密にし、支部会員と協力して、原則として年 1 回の支部会を開催し、その概要を会長に報告する。

4. 支部長は第 8 条に定める所定の会費を納めなければならない。

第 9 章 委員会

(委員会の設置)

第 47 条 当法人の事業を円滑に進めるため、理事会の決議を経て、委員会を設置することができる。

2. 委員会の設置および運営に関する規定は理事会の決議をもって別に定める。

第 10 章 事務局

(事務局の設置)

第48条 当法人の事務を処理するため、理事会の決議を経て、事務局を設け、事務局長および職員を置くことができる。

2. 事務局長および職員の任免は、理事会の承認を得た上で、会長が行うものとする。

3. 理事は事務局長を兼ねることができる。

第11章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第49条 当法人の定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって変更することができる。

(解散)

第50条 当法人は、一般社団・財団法人法第148条第1号、第2号および第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって解散することができる。

(残余財産の帰属)

第51条 当法人の残余財産は、学校法人慶應義塾に帰属するものとする。

(設立時社員の氏名)

第52条 当法人の設立時社員の氏名は、次のとおりである。

石井 典子

中村 明子

木暮 喜久子

坂口 眞弓

小川 芳子

(設立時理事、代表理事および監事)

第53条 当法人の設立時理事、設立時代表理事および設立時監事は、次のとおりとする。

| | |
|-------|--------|
| 設立時理事 | 石井 典子 |
| | 中村 明子 |
| | 木暮 喜久子 |
| | 坂口 眞弓 |
| | 小川 芳子 |

| | |
|---------|--------|
| | 李王蘭 |
| | 近森 温子 |
| | 高橋 千佳子 |
| | 内藤 祐子 |
| | 金澤 秀子 |
| | 坂本 永子 |
| | 横田 惠理子 |
| | 粕谷 美南子 |
| | 高橋 恭子 |
| 設立時代表理事 | 石井 典子 |
| 設立時監事 | 橋本 敬子 |
| | 田村 貞子 |

(定款に定めのない事項)

第 54 条 この定款に定めのない事項については、すべて一般社団・財団法人法その他の法令の定めるところによる。

| | |
|-----------------|--------|
| 2009 年 3 月 30 日 | 定款認証 |
| 2009 年 4 月 1 日 | 設立 |
| 2019 年 5 月 25 日 | 定款一部改訂 |
| 2019 年 6 月 1 日 | 上記施行 |